

【災害】罹災証明書の発行申請

制度

被災者支援

対象

災害によって住家等に被害を受けた方

手続を行う人

対象者ご本人又は依頼を受けた方

概要

災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書を発行する手続を行うことができます。

手続期限

〇〇年〇月〇日（〇）まで

手続書類（様式）

罹災証明申請書

手続に必要な添付書類

●住家の写真（任意で添付することが可能です）

※次のものを添付してください。

- ・住家全体の写真（可能な限り4方向全て）

- ・ 損傷を受けた部位の写真
- ・ 浸水深が分かる写真（メジャーなどをあてて「寄り」と「引き」の2枚）※水害の場合のみ

※添付いただいた写真で被害の程度が判断できる場合には、現地調査を省略して罹災証明書を交付する場合があります。

※関連リンクに写真の撮り方に関する資料を掲載しています。

●委任状（代理人の方が申請する場合）

手続に必要な持ちもの

申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）の写し

手続方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

△△課（市役所〇階〇番窓口）

午前〇時〇分から午後〇時〇分まで

関連リンク

ぴったりサービスには、申請時における手続内容を掲載しています。

申請後の手続の流れやその他詳細については、リンク先から確認してください。

〇〇市WEBページ

写真の撮り方

← 次ページの資料が掲載されています。
リンク先URL : https://app.oss.myna.go.jp/Application/preview/howto_takeaphoto.pdf

所管部署

〇〇市△△課 TEL:0000-00-0000

根拠法律・条例等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

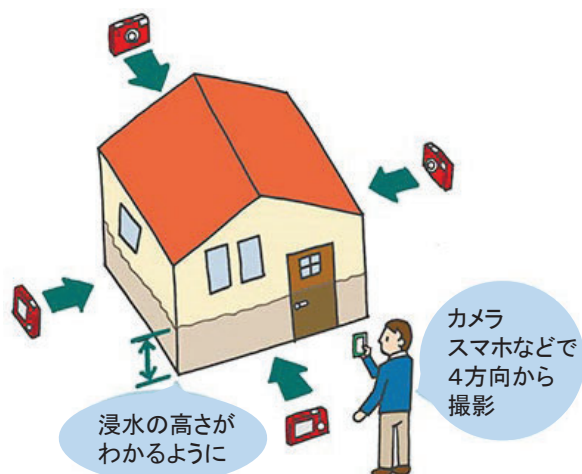
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

